

調 達 説 明 書

公 告 日
令和6年 2月 7日

本件調達に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、見積合せに参加してください。
※本案件は書面による見積合せとなります。

1 案件名及び内容

案件名：令和6年度 年間購読医学関係図書〔国内雑誌〕売買契約(1)
内容（仕様）：別紙『見積書』記載図書

2 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限
令和7年3月31日（木） 16時
- (2) 納入場所
三重県立総合医療センター 図書室
(三重県四日市市大字日永5450番地132)

3 見積合せ参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 見積合せ参加資格
 - ア 当該競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 見積合せ参加者及び落札候補者に求められる義務

落札候補者にあつては、見積合せ実施後に次の（1）から（2）の書類を13（4）の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 見積方法及び落札者の決定方法について

- (1) P4「見積合せに際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、3（2）の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更

生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程(以下、「会計規程」という。)第47条第2項各号の規定により、契約保証金を免除することがあります。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

※契約書は、契約金額が100万円未満の場合は作成を行わないことがあります。

7 監督及び検査

契約書を締結する場合は、契約条項の定めるところによります。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

納品等検査の後、適正な請求書を受理した日から30日以内に口座振込により支払います。

9 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

12 その他

(1) 当該見積に質疑(見積手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の見積・契約に関する一切の事項)がある場合は、13(1)にある締切日時までに行うものとします。

(※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお問い合わせください。)

(2) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、見積に関する事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。見積後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 本件の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な見積を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、別途定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、会計規程及び地方独立行政法人三重県立総合医療センター契約事務取扱規程(以下、「契約事務取扱規程」という。)に規定するところによります。

(7) 見積参加者が1者になった場合は見積を中止又は延期する場合があります。

13 期間等の設定（時間は、24時間表示となっています。）

（1）質疑応答の提出締切日時

令和6年2月13日（火）16時までに別紙「質疑申請書」で行ってください（郵送/FAX可）。
回答は令和6年2月15日（木）までに行います。

（2）見積書等の提出の締切日時

第1回見積書提出日：令和6年2月21日（水）15時まで

見積書の提出は、書面により下記事務担当あて提出してください（FAX不可）。

見積書内訳書の提出要否 不要

（3）開封の日時

第1回見積書開封日：令和6年2月21日（水）15時10分

見積書を提出される事業者で開封への立ち会いを希望される場合は、事前に下記事務担当へ連絡をしてください。

（4）納税証明書等の提出締切日時

令和6年2月29日（木）11時まで（FAX可）

■ 事務担当

地方独立行政法人三重県立総合医療センター 臨床研修センター（担当：藤原）

電話 059-345-2321（代表） FAX 059-347-3500

見積合せに際しての注意事項

- 1 本案件の（１）から（３）は参加資格、（４）から（７）は落札資格となります。
 - （１）見積合せに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - （３）見積参加地域の要件を設定した場合は、それに該当している者であること。
 - （４）三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - （５）落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
 - （６）三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - （７）該当の案件を履行するにあたり、許認可等必要な資格がある場合は、それを有している者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - （１）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - （２）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - （３）1（7）を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）
- 3 本案件は書面による見積合せとなります。
- 4 見積価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額としてください（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）。提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 契約事務担当者は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 6 見積額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 7 見積執行回数は 1 回とします。
- 8 三重県会計規則第 71 条の各号のいずれかに該当する者の提出した見積書は無効とします。
また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。
なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の見積書は無効と取り扱います。
落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。
 - （１）見積に参加する資格のない者が見積したとき。
 - （２）見積者又はその代理人が同一事項の見積に対し二以上の見積をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店（営業所等）が同一案件に見積を行った場合）
 - （３）見積者又はその代理人が他人の見積の代理をしたとき。
 - （４）見積に際して談合等の不正があったとき。
 - （５）見積者が定刻までに見積書を投函しないとき。
 - （６）見積者が提出した見積書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
 - （７）その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - （８）再度見積において、見積価格が前回の見積における最低額と同額以上の見積をしたとき。
- 9 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定をうけている者（更生計画等の認定が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
また、契約保証金を免除することがあります。
なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去 3 年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。
- 10 契約締結権者は、受注者が暴排要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

- 1 1 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- 1 2 契約締結権者は、受注者が1 1のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 1 3 見積者が1者となった場合に見積を中止又は延期する場合があります。
- 1 4 公告に記載がない事項については、会計規程及び契約事務取扱規程に定めるところによります。